

定 款

一般社団法人 南三陸町復興推進ネットワーク



定 款

第 1 章 総 則

第1条 (名称)

この法人は、一般社団法人 南三陸町復興推進ネットワークと称する。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を宮城県本吉郡南三陸町志津川天王山135に置く。

第 2 章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、東日本大震災によって被災した地域の復興に関する活動を行い、もって、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一、 地域間及び地域内のコミュニケーションに関する事
- 二、 地域資源に関する調査・研究、教育に関する事
- 三、 交流施設の管理・運営ならびに行事に関する事
- 四、 まちづくり全般に関する調査・研究ならびに行事に関する事
- 五、 その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 社 員

第5条 (法人の構成員)

この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人に関する法律上の社員とする。

- 一、 正会員：この法人の目的に賛同し入会した者
- 二、 一般会員：この法人が開催する行事に参加するために入会した者
- 三、 賛助会員：この法人の事業を援助するために入会した者

第6条 (社員の資格の取得)

この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

第7条 (経費の負担)

社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第8条 (任意退社)

社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

第9条 (除名)

社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一、この定款その他の規則に違反したとき。
- 二、この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三、その他除名すべき正当な事由があるとき。

第10条 (社員資格の喪失)

前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- 一、第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二、総社員が同意したとき。
- 三、当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

第11条 (構成)

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第12条 (権限)

社員総会は、次の事項について決議する。

- 一、社員の除名
- 二、理事の選任又は解任
- 三、理事の報酬等の額



四、計算書類等の承認

五、定款の変更

六、解散及び残余財産の処分

七、その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第13条（開催）

社員総会は、定時社員総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第14条（招集）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第16条（議決権）

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第17条（決議）

社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2.前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

一、社員の除名

二、定款の変更

三、解散

四、その他法令で定められた事項

第18条（議事録）

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2.議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。



第5章 役員

第19条（役員の設定）

この法人に、理事3名以上を置く。

2.理事のうち1名を代表理事とする。

第20条（役員を選任）

理事は、社員総会の決議によって選任する。

2.代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

第21条（理事の職務及び権限）

理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2.代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

第22条（役員任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2.補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3.理事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

第23条（役員解任）

理事は、社員総会の決議によって解任することができる。


第6章 資産及び会計

第24条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

第25条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 
- 一、事業報告
 - 二、貸借対照表
 - 三、損益計算書（正味財産増減計算書）

2.前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

第26条（定款の変更）

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第27条（解散）

この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第28条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、宮城県本吉郡南三陸町に贈与するものとする。

第29条（剰余金の分配の禁止）

この法人は、剰余金を分配することができない。

第8章 公告の方法

第30条（公告）

この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第9章 附 則

第31条（最初の事業年度）

この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年4月30日までとする。

第32条（設立時の社員の氏名及び住所）

この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名	住所
及川 博道	宮城県本吉郡南三陸町志津川字本浜町131番地



阿部 文洋
工藤 泰彦

宮城県仙台市青葉区葉山町4番5号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入1番地

第33条（設立時代表理事）

この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

以上、一般社団法人南三陸町復興推進ネットワークの設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年5月11日

設立時社員

及川博道



設立時社員

阿部文洋



設立時社員

工藤泰彦



平成24年登簿第27号

本定款の設立時社員 及 川 博 道 外2名の
代理人 田 畑 英 伍 は、被代理人全員が本定
款における各自の記名押印をそれぞれ自認する旨を
本公証人の面前で陳述した。

よってこれを認証する。

平成24年5月11日、本職役場において

仙台市青葉区二日町16番15号

仙台法務局所属

公証人

長谷川 博



公 証 人 役 場